

安城市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月29日

安城市長 三星元人

安城市規則第77号

安城市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

安城市心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年安城市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（その他）」に改める。

様式第2中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の様式第2による障害者医療費受給者証は、改正後の様式第2による障害者医療費受給者証とみなす。